

※ 登録番号	第1287号（令和 4年11月24日）	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業	総合不動産投資顧問業
2.法人・個人の別	法人	個人
3.商号又は名称 (ふりがな)	かぶしきがいしゃ たくせる 株式会社TACKSEL	
4.氏名 (ふりがな) (法人である場合は代表者氏名)	きら けんじ 吉良 賢治	
5.資本金額	1000万円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
きら けんじ 吉良 賢治	代表取締役	常勤 非常勤
きら みか 吉良 美香	取締役	常勤 非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
きら けんじ 吉良 賢治 投資判断を行う者 助言業務を行う者	代表取締役	投資判断・売買・賃借・管理等
計 1 名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名称	設置年月日	所在地
株式会社TACKSEL 本社	平成29年7月5日	〒730-0016 広島市中区鞆町5番31号 電話 082-511-66039 FAX 082-511-6609
計 1 店		

9.業務の方法

1. 投資助言業務は、次のような不動産を対象として行う。
 - ① 種類：住宅用・業務用・商業施設等不動産全般
 - ② 規模：問わない
 - ③ 地域：主に広島及び全国
2. 助言の方法
助言方法は、単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等
3. 報酬体系

◆単発的な取引に係る助言	
報酬＝(一日当りの人件費(①)×従事日数)+直接経費(②)+間接経費(③) +技術料(④)+特別経費(⑤)	
① 人件費	一人当たり = 30,000円
② 直接経費	当社標準額 = 5,000円 × 従事日数
③ 間接経費	当社標準額 = 5,000円 × 従事日数
④ 技術料	当社基準の不動産概算価格に下記の料率を乗じた額とする
5億円以下	5 % (別途消費税)
5億円を超え10億円以下	4 % (別途消費税)
10億を超える部分	3 % (別途消費税)
⑤ 特別経費	実費相当額とする(出張旅費等)
◆一定期間継続的な資産運用に係る助言	
報酬 = 技術料(①)÷12ヶ月 × 日数(一ヶ月単位) + 特別経費(②)	
① 技術料	当社基準の不動産概算価格に下記の料率を乗じた額とする
5億円以下	5 % (別途消費税)
5億円を超え10億円以下	4 % (別途消費税)
10億円を超える部分	3 % (別途消費税)
② 特別経費	実費相当額とする(出張旅費等)

※一定期間継続的な資産運用に係る助言については、最低期間を3ヶ月とし、以後一ヶ月単位とする。

4. 報酬の受領時期

単発的な取引に係る助言の場合は、契約締結時に着手金を、業務完了時に残額を一括にて支払い。尚、着手金の額については契約締結時までに協議のうえ決定する。
一定期間継続的な資産運用に係る助言の場合は、約定額を毎月月末までに支払い。

1 0.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	広島県知事 (2) 第10637号	令和4年5月11日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1. 不動産の売買、交換、賃貸及びこれらの代理または仲介
2. 不動産投資事業
3. 不動産運営管理業
4. 宅地開発事業及び分譲事業
5. 不動産に関するコンサルティング業務
6. 経営に関するコンサルティング業務
7. 建築工事の請負及び施工
8. 建築に関するコンサルティング業務

1 2.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数 又は出資の金額	割合	住所
きら けんじ 吉良 賢治	174株	(87%)	広島県
きら こうじ 吉良 光史	13株	(6.5%)	広島県
きら よしたか 吉良 佳高	13株	(6.5%)	広島県

1 3.役員の内職の状況

(ふりがな) 役員の内名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
きら みか 吉良 美香	(株) タクセルプラス 取締役 不動産業 不動産売買仲介